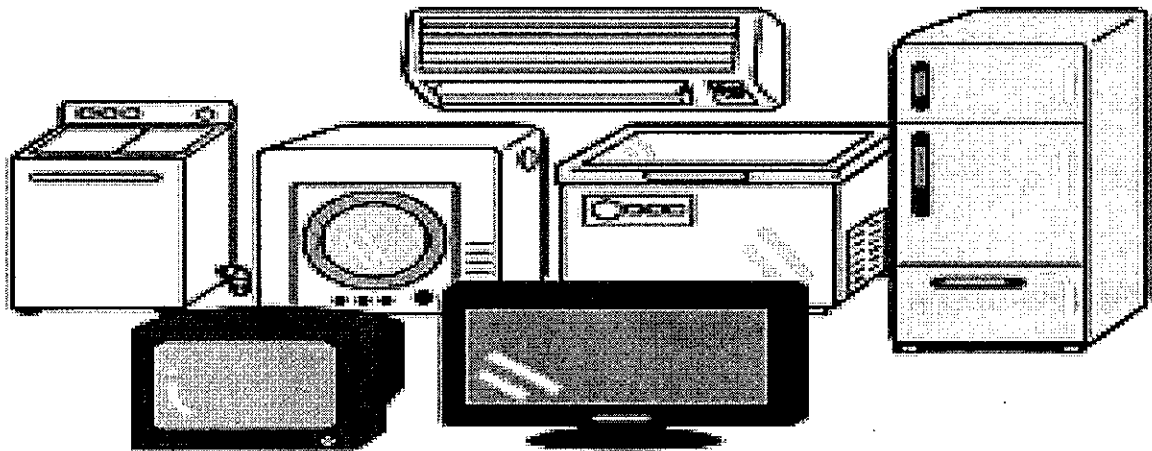


特定家電用機器 4 品の適正な廃棄処分についてのお願い

特定家電用機器 4 品とは、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機をいいます。



法律により、家電小売業者には、

- ① 過去に自ら小売販売した特定家電用機器 4 品が廃棄物となり、購入者から引取りを求められたとき
- ② 新たに小売販売をするのと引替えに、購入者から引取りを求められた同種の特定家電用機器

について、引取りが義務付けられていますが、

上記①、②以外の特定家電用機器については、家電小売業者の引取りの義務付けがされていません。このことから特定家電用機器の不法投棄など不適切な処分が見受けられます。

村では、国のガイドラインに従い、小売業者の取引義務外品の回収について、次の家電小売業者に依頼しましたので、取引義務外品の適正な廃棄処分にご協力をお願いします。

小売店名	ヒザワ電機商会
所在地	高山村大字高井(紫) 3232-1
電話	(026) 245-3677

◎ 料金については、小売店に直接お問い合わせするか、家電リサイクル券センターのHPをご覧ください。

【家電リサイクル券センターURL】 http://www.rkc.aeha.or.jp/text/p_price.html

村民生活課生活環境係 電話 (026) 214-9267